

大分市住み替え情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家等の情報を発信することにより、不動産の流通を促進するとともに本市への移住を希望する者を支援し、もって空き家等の有効活用及び定住促進を図ることを目的として実施する大分市住み替え情報バンク制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 居住の用に供するための家屋（一戸建てのものに限り、当該家屋の存する敷地を含む。）又は土地であつて、現に居住せず、又は近い将来において居住しないこととなるものをいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 住み替え情報バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて、当該空き家等に係る情報を公開する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、所有者等が住み替え情報バンク以外による空き家等の取引を行うことを妨げるものではない。

(空き家等の登録等)

第4条 住み替え情報バンクを利用し、空き家等に関する情報の提供を行おうとする所有者等は、住み替え情報バンクへの空き家等に関する情報の登録（以下「空き家等の登録」という。）を受けなければならない。

- 2 空き家等の登録を受けようとする者（以下「空き家等登録申込者」という。）は、大分市住み替え情報バンク空き家等登録申込書（様式第1号）に当該空き家等の概要を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込書の提出があつたときは、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、大分市住み替え情報バンク空き家等登録台帳（様式第

2号)に空き家等の登録をするとともに、大分市住み替え情報バンク空き家等登録完了通知書(様式第3号)により空き家等登録申込者にその旨を通知するものとする。

4 空き家等の登録の有効期間は、空き家等の登録をした日から3年間とする。ただし、再度の空き家等の登録を妨げない。

5 市長は、空き家等の登録がされていない空き家等で適当と認めるものの所有者等に対して、空き家等の登録を勧奨することができる。

(登録物件に関する情報の公開)

第5条 市長は、前条第3項の規定により空き家等の登録がされた空き家等(以下「登録物件」という。)に関する情報の一部を市のホームページ等において公開するものとする。

(空き家等の登録を受けた事項の変更)

第6条 空き家等の登録を受けた空き家等登録申込者(以下「空き家等登録者」という。)は、当該空き家等の登録を受けた事項に変更があったときは、大分市住み替え情報バンク空き家等登録変更届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(空き家等の登録の廃止)

第7条 空き家等登録者は、空き家等の登録の廃止をしようとするときは、大分市住み替え情報バンク空き家等登録廃止届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、又は登録物件に係る所有権その他の権利の移動があったことを確認したとき、その他市長が空き家等の登録を継続することが適当でないとき、空き家等の登録の廃止をするとともに、大分市住み替え情報バンク空き家等登録廃止通知書(様式第6号)により当該空き家等登録者に通知するものとする。

(交渉等への不関与)

第8条 市長は、空き家等登録者と利用希望者(空き家等の利用を希望する者又はその代理人等をいう。以下同じ。)との間における交渉、契約等の取引については、

直接これに関与しない。

2 前項の取引に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(助言)

第9条 市長は、空き家等登録者と利用希望者に対して必要な助言をすることができる。

(暴力団員の排除)

第10条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者は、住み替え情報バンクを利用することができない。

(個人情報の保護)

第11条 空き家等登録者及び利用希望者は、住み替え情報バンクの利用上知り得た個人情報をその目的以外の目的に利用してはならない。住み替え情報バンクの利用が終了した後も同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の大分市住み替え情報バンク制度要綱第5条第3項の規定により市長がした登録は、この要綱による改正後の大分市住み替え情報バンク制度要綱第4条第3項の規定により市長がした登録とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。